

令和6年12月20日 議員全員協議会記録

1. 招 集 年 月 日 令和6年12月20日

1. 招 集 の 場 所 議員協議会室

1. 開 会 令和6年12月20日
午前10時58分

1. 閉 会 令和6年12月20日
午後1時22分

1. 出 席 議 員

- 1 番 まつもと みき
- 2 番 大 森 揚 子
- 3 番 山 下 昌 和
- 4 番 宇都宮 久見子
- 5 番 信 宮 徹 也
- 6 番 宇都宮 俊 文
- 7 番 加 藤 美 香
- 8 番 中 村 一 雅
- 9 番 河 野 清 一
- 10 番 山 本 英 明
- 11 番 竹 崎 幸 仁
- 12 番 小 玉 忠 重
- 13 番 源 正 樹
- 14 番 井 関 陽 一
- 15 番 二 宮 一 朗
- 16 番 兵 頭 学
- 17 番 森 川 一 義
- 18 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏

市 長 管 家 一 夫
副 市 長 酒 井 信 也
総 務 部 長 山 住 哲 司
産 業 部 長 兵 頭 章 夫
建 設 部 長 三 瀬 計 浩
総 務 課 長 山 崎 徳 博
財 政 課 長 安 岡 克 敏
福 祉 課 長 竹 内 克 之
長 寿 介 護 課 長 小 玉 浩 幸
総 務 課 長 補 佐 岡 本 夕 佳
総 務 課 主 任 三 好 祐 斗

四国地方整備局肱川ダム統合管理事務所
事務所長 清 水 淳 司

四国地方整備局肱川ダム統合管理事務所

管理課長 多 田 寛

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 片 山 勇 一

議 事 係 長 松 本 史 子

庶 務 係 主 任 中 廣 良 樹

1. 協 議 案 件

1 議会案件

(省略)

2 行政案件

① 令和6年度人事院勧告及び愛媛県人事
院勧告への対応について

② 令和6年度西予市一般会計補正予算
(第8号)のほか、他会計補正予算につ
いて

1. 協 議 の 経 過 別紙のとおり

開会 午前10時58分

○源副議長

開会を告げるとともに、議長に挨拶を促す。

○井関議長

井関議長が挨拶を行う。

○源副議長

これよりの進行を井関議長に委ねる。

【議会案件】

(省略)

【行政案件】

○井関議長

再開を告げる。(再開 午後0時57分)

管家市長に挨拶を促す。

○管家市長

管家市長が挨拶を行う。

○井関議長

それでは早速なんですけども、令和6年度人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告への対応について、山崎総務課長からの説明を求めます。

○山崎総務課長

それでは、本日議会最終日に上程します令和6年度人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に基づく、関係条例の改正及び給与改定に伴う補正予算の概要について御説明申し上げます。

今回の上程内容につきましては、国の人事院勧告に基づきまして、改正給与法が衆参で可決されましたので、愛媛県も12月に改正を行うことから、これを踏まえて、市の関係条例の一部改正及び補正予算を計上し、追加上程させていただくものであります。

それでは資料に沿って御説明しますので、資料2ページを御覧ください。

国の人事院におきましては、毎年度、国家公務員と民間企業の4月の給与を調査した上で、それぞれの給与を比較し、得られた格差を調整することを目的に8月に勧告が行われています。令和6年度の調査結果につきましては、月例給で民間企業と1万1183円、2.76%の格差が生じており、これは約30年ぶりとなる高水準となっております。特に、初任給においては、民間企業における初任給の動向や公務員の人材確保が喫緊の課題である

ことを踏まえ、高卒者で2万1400円、大卒者で2万3800円の大幅な引上げ、加えて若年層に重点を置きつつ、全ての職員に改善が及ぶように給料表の改定を行い、4月に遡って運用することとしております。

次に期末勤勉手当、ボーナスでございますが、民間企業のボーナスと均衡を図るため支給月数を0.1月分引上げて、4.6月に改正し、引上げ分は0.05月分ずつ、期末手当と勤勉手当に均等に配分する内容となっております。

3ページを御覧ください。

一方で愛媛県人事委員会におきましては、人事院に準じた方法により、県職員と県内民間企業の給与の比較を行い、毎年10月に県職員の給与に関する勧告を行っております。令和6年度の調査では、1万314円、2.93%の格差が生じていることから、こちらも4月に遡って人事院勧告内容である初任給と若年層に重点を置いた全職員を対象とした引上げを基本とした給料表に改定する内容としております。なお、特別給のボーナスにつきましても、国と同様に期末手当及び勤勉手当を0.05月分引き上げる内容となっております。

資料の4ページを御覧ください。

国及び愛媛県ともそれぞれの勧告内容を実施する予定の中で、西予市におきましては、従来から愛媛県に準拠する方針としております。

まず、正職員の月例給につきましては、関係条例に規定する行政職、医療職給与表の1から3までを県に準じた給料表に改正し、令和6年4月に遡って適用いたします。加えて賞与につきましても、12月期の期末及び勤勉手当において、それぞれ0.05月分の引上げを実施し、それぞれの差額は年末に支給することとしております。

次に、市長、副市長、教育長の特別職及び市議会議員につきましても、国及び県の改定内容に準じ、期末手当の支給割合を年間で0.05月分引上げ、3.45月に改正いたします。

次に、会計年度任用職員につきましては、先ほども申しましたように西予市におきましては、愛媛県準拠の方針としていることから県の取扱いに準じ、給料については4月に遡って改正後の給料表を適用することとし、期末手当及び勤勉手当についても、常勤職員に準ずることとしております

ので、それぞれ 0.05 月分引上げ、4.6 月に改正いたします。

資料 5 ページを御覧ください。

今回の勧告に伴い一部改正を行う条例につきましては、資料記載の 4 条例となります。また、今回の補正予算で計上している職員給与費等の人件費につきましては、各会計の人勧改正後の見込額や各種手当の支払い実績に基づく不足額を勘案し、現在の執行状況を踏まえ、必要とする増額分のみの計上としております。今回計上する各会計別の補正予算は、資料に記載しておりますとおりとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○井関議長

説明は以上で終わりました。

何か御質問がある方は挙手の上お願いいたします。

○酒井議員

条例案が今 122 号まで出てるんですが、関係条例が 4 本あるんですが、そしたら、123、124、125、126 となって、一般会計の補正予算が 128 号になるんですが、ちょっと私どうしても 1 本よう探さないんですが、ちょっと見てもらえませんか。西予市職員の給与に関する条例が、議案第何号になるんですか。

○井関議長

消防の和解の分が 123 号に入っています。

○酒井議員

123 号に何が入ってるんですか。消防署の分ね。分かりました。

○井関議長

人事院勧告の件についてもよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 7 分）

○井関議長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 7 分）

続きまして、「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」のほか、その他会計補正予算について、財政課長の安岡課長より説明をお願いいたします。

○安岡財政課長

それでは、「西予市一般会計補正予算（第 8 号）」のほか特別会計及び公営企業会計補正予算

について御説明いたします。

資料の 1 ページを御覧ください。

今回の補正予算案は、主に人事院勧告等に伴う給与の増額改定による人件費の調整となります。一般会計をはじめ特別会計 3 会計、公営企業会計 5 会計、合計 9 会計において補正予算を編成したものであります。このうち人件費関連のみの補正予算は、一般会計及び介護保険特別会計以外の 7 会計となります。

特別会計の国民健康保険診療施設勘定と後期高齢者医療は歳出予算と同額を一般会計から繰出して収支の均衡を図っております。

公営企業会計では、簡易水道事業、下水道事業の収益的収支について、支出予算と同額を一般会計から繰出し、水道事業、下水道事業の資本的収支、野村介護老人保健施設事業については、各会計の自主財源で対応することとしております。病院事業につきましては、市民病院は一般会計からの繰出金を財源として、野村病院は自主財源での対応といたしております。人件費関連の詳細につきましては、先ほど総務課において説明されておりますので省略させていただきます。

資料の 2 ページをお開き願います。

人件費関連以外の内容を含んでいます一般会計及び介護保険特別会計の補正予算について御説明いたします。

まず、一般会計では議員手当を含む職員給与費から社会福祉協議会運営補助事業まで、合計 2 億 2103 万 4000 円を計上いたしております。そのうち、7 つの事務事業につきましては全て人件費関連となります。財源につきましては、先日、消防総務課から全員協議会にて御説明いたしました損害賠償請求和解金 1684 万 4000 円及び財政調整基金繰出金 2 億 419 万円を計上し、収支均衡を図っております。ここからは、介護保険特別会計繰出事業及び社会福祉協議会運営補助事業について個別で御説明いたします。

資料の 3 ページをお開き願います。

まず、福祉課所管分一般会計の社会福祉協議会運営補助事業であります。社会福祉法において、地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置づけられております西予市社会福祉協議会について、地域福祉サービスを提供する上で必要とす

る経費として、西予市社会福祉法人の助成に関する条例の規定に基づき、同協議会の人件費、運営費及び事業費に対して補助金を交付するものでございます。事業内容につきましては、人事院勧告に伴い給与改定します本市に準じて、同協議会も給与改定されることにより、補助金に不足が生じるため、今回の予算措置として、不足する職員人件費分の262万4000円を計上するものでございます。補助金交付の手続につきましては、当協議会運営上、サービス提供に支障が生じないように、運転資金を考慮し、年間複数回の概算払いを行い年度末3月に実績に基づいて精算処理を行っております。

資料の4ページをお開き願います。

次は、長寿介護課所管の介護保険特別会計であります。先ほど御説明いたしました一般会計繰入金を含めて、特別会計側から見た補正予算として説明いたします。補正の事業内容につきましては、1つ目として、特別会計予算において執行している本市の職員給与費を先ほどからお伝えしております人勧に伴う給与改定により増額するもの。2つ目として、西予市地域包括支援センターで実施します支援業務、総合相談事業から、介護予防ケアマネジメント事業までの各事業について、西予市社会福祉協議会に業務委託しておりますが、委託料の積算には人件費が含まれておりまして、先ほど同協議会の補助金増額の理由と同様に、人件費の上昇により委託料を増額するものであります。

予算措置については、職員給与費分97万4000円、会計年度任用職員給与費となる事務費分236万9000円、権利擁護事業から介護予防ケアマネジメント事業までの地域支援事業分委託料559万2000円、合計893万5000円を計上いたしております。財源につきましては、地域支援事業交付金として、国から232万5000円、県から116万2000円を受入れ、そのほか一般会計繰入金405万7000円、介護給付費準備基金繰入金139万1000円を計上し、収支均衡を図っております。

ここまでが補正予算の内容になります。

資料の5ページをお開き願います。

続きまして、国の補正予算が令和6年12月17日に成立したところです。国民の安心安全と持続的な成長に向けた総合経済対策における物価高

騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきまして、その内容と今後の予算措置を情報共有させていただきたく御説明いたします。

資料の6ページをお開き願います。

重点支援地方交付金につきましては、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう低所得者世帯支援枠及び推奨事業メニューが設けられております。低所得者世帯支援枠につきましては、住民税非課税世帯、一世帯当たり3万円を目安として、そのうち子育て世帯については、子ども1人当たり2万円が加算されるものであります。本市におきましては、約7,400世帯、子育て加算は500人辺りを見込んでおり、事業費総額は、事務費を含めまして約2億4000万円辺りを想定しているところであります。財源につきましては、全額国庫負担ということになり、一般財源の持ち出しはございません。

また、推奨メニュー枠につきましては、生活者支援と事業者支援の区分がございしますが、おおむね例年同様の内容となっており、今後担当課の要求を踏まえまして、実施事業を選定してまいります。本市においては、1億4638万6000円が交付されることとなっており、前年度が1億2039万3000円でありましたので、国の予算の増額に比例して前年度から2599万3000円の増額となっております。

今後の予定であります。低所得者支援枠につきましては、支給までに会計年度任用職員の確保、システム改修等に向けた準備に時間を要しますので、迅速な支援に向け、年明けの専決予算で対応させていただきたく、お知らせさせていただくものでございます。

なお、推奨事業メニュー枠につきましては、各課の要求の取りまとめを踏まえまして、改めて議会上程を計画しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。事業の詳細等の御質問については、同席しております事業担当課長にて対応させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○井関議長

安岡課長の説明は終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。

御質問のある方は手を挙げてお願いいたします。

○兵頭議員

1 ページの病院事業の説明のときに、野村病院は自主財源と言われたんですけど、その自主財源はどこにあるのか、どこから出るのか、ちょっと教えていただけたらと思います。

○安岡財政課長

自主財源という表現をさせていただきましたが、企業会計には留保資金がございますので、野村病院のほうはお持ちでございますので、御協力いただいて、自主財源で対応していただくということとさせてもらっております。

○兵頭議員

自主財源というのは10億円とかいう話をちらっと聞いたことあるんですけど、それまではないと思いますけど、財源はいずれ4月以降、どこに入るようになるんですか。

○安岡財政課長

令和7年4月1日以降も病院事業会計は残っておりますので、その業務については、市が担当しますので、そのまま市の病院事業会計で管理していくということとなります。

○兵頭議員

それは野村病院だけで使えるという考えですか、それとも西予市民病院も含めてという考えですか。

○安岡財政課長

今のところ私どもとしては、病院事業会計の中、病院事業全体として考えさせていただいております。

○小玉議員

西予市民病院のマイナスというか負債の分もそのまま残るということですよ。

○安岡財政課長

負債というのが、どこを指すかということになるんですけども、施設や設備を整備した企業債、地方債ですよ。発行した償還については、当然、市が払っていくということで残っていきます。毎年計上は、毎年経営支援として、今回の補正予算でも初日に上程しましたように、赤字補てん的な支援をして、単年度の決算では負債が出ないような形にはなっております。

○井関議長

ほかにございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

ないようでしたら、以上で説明を終わりたいと思います。

暫時休憩を告げる。 （休憩 午後1時21分）

○井関議長

再開を告げる。 （再開 午後1時22分）

議員全員協議会を閉じたいと思います。

○源副議長

閉会を告げる。

閉会：午後1時22分

【署名】議長：井関 陽一